

# 福島県食育応援企業団・大学共同開発ヘルシーメニューPR業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）が発注を予定している「福島県食育応援企業団・大学共同開発ヘルシーメニューPR業務」委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

## 2 事業目的

この事業は、福島県食育応援企業団（以下「企業団」という。）と食物栄養学科を持つ県内4大学（桜の聖母短期大学、福島学院大学、郡山女子大学及び会津大学短期大学部。以下「各大学」という。）が共同開発するヘルシーメニューのPRを通じて、県民の健康づくりの実践促進を図るものであり、チャレンジふくしま県民運動（以下「県民運動」という。）の認知度向上を目指すことを目的とする。

## 3 事業概要

県民にヘルシーメニューを通じて、健康づくりや県民運動に興味を持ってもらえるようPR業務を実施する。

### (1) 開発風景のPR

企業団と各大学が共同開発を行うにあたり、開発テーマ発表から完成に至るまでを逐次取材し、そのプロセスを情報発信する。

情報発信にあたっては、企業団及び各大学の広報部門と連携すること。

なお、開発に当たる企業と大学の組み合わせ及び開発テーマは10月に決定する予定である。

### (2) ヘルシーメニューのPR

開発したヘルシーメニューを効果的に情報発信するとともに、より県民の興味を引き、実践につながる企画を実施する。

## 4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び企業団・大学との連携等に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

### (1) 共通事項

ア 受託者は、PRの企画、準備、取材から実績報告まで全ての業務を行うものとする。

ただし、県民運動協議会事務局（以下、「事務局」という。）が特に指定した場合を除く。

なお、各大学との契約は事務局が締結しているので留意のこと。

イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て協議会に帰属するものとする。

エ その他、疑義が生じた場合はその都度事務局と協議する。

## (2) PR企画

### ア 名称

- ・事業目的を達成するため、幅広い世代の県民（特に、働き盛り世代を含むファミリー層）に対して訴求力のある名称を提案すること。

### イ PRの方針

- ・ターゲット層は子どもから高齢者までとするが、特に、働き盛り世代を含むファミリー層を主なターゲットとした内容を提案すること。
- ・チャレンジふくしま県民運動の理念や県の健康課題、健民アプリ等の各種ツールなどを取り入れた内容とすること。
- ・県民運動はもちろん、企業団や各大学のPRにもなる内容とすること。
- ・国や県の方針等を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を徹底して取材・広報すること。

### ウ 取材

- ・取材は開発テーマの発表、打ち合わせ、試作、完成発表の各場面計9回以上を想定している。  
なお、開発テーマの発表と完成発表については、各大学合同で実施する予定である。
- ・ヘルシーメニューの開発風景を取材するにあたっては、企業団、各大学及び事務局とスケジュール調整すること。
- ・企業団または各大学から広報要望があった場合には、事務局と協議のうえ可能な限り対応すること。

### エ 広報媒体

- ・広報媒体としては、インターネット、動画サイト、SNS、フリーペーパー、店舗店頭等を想定している。これらを組み合わせて広報を実施すること。  
なお、想定以外の媒体を活用しても構わない。
- ・新聞及び県民運動ポータルサイト（ホームページ）については事務局が別途契約しているので、事務局の求めに応じてこれらに掲載する資料やデータ等を提供すること。

## (3) 広報業務終了後の業務

- 実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに2部提出すること。
- 実績報告書には、取材風景、広報媒体での報道実績などを添付すること。

## 5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に事務局と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、事務局と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。